

不具合事例		整理番号 C-02-004	
タイトル	報告下限値の設定違いによる基準不適合判定ミス！		
工種	<input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第二種特定有害物質、第三種特定有害物質		
土地履歴	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input checked="" type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="text-align: center; color: red;">「分析結果の評価に注意しよう！！」</p>		
作業内容	分析結果の評価、公定分析		
使用機器			
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シアンにおける土壌溶出量の公定分析を分析機関に依頼し、ある調査地点の分析結果が 0.05 mg/L という数値を示した。基準が「検出されないこと」であることから、当該調査地点は基準不適合と判断してしまった。</li> <li>・シアンの土壌溶出量基準の「検出されないこと」の定義は、定量下限値 0.1 mg/L 未満であることをいい、本来は、当該調査地点は基準に適合していたにもかかわらず、その後、不必要な詳細調査、対策を行ってしまった。</li> </ul>			
予防措置(計画者・監督者・作業員)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予め分析機関と定量下限値と報告下限値を確認しておき、結果の評価方法を検討しておく。(計画者・監督者)</li> <li>・シアンの定量下限値が 0.1 mg/L を下回る数値に設定され、かつ当該定量下限値 0.1 mg/L 未満の分析値で検出されていることによる基準不適合の誤解を招く可能性がある場合には、予め報告下限値を 0.1 mg/L に設定する。(計画者・監督者)</li> <li>・報告下限値が不明確な場合は、事前に計画者・監督者に確認する。(作業員)</li> </ul>			
応急措置			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌溶出量、地下水に係る測定方法(平成 15 年 3 月環境省告示第 17、第 18 号)において、基準が「検出されないこと」となっている 4 物質については、シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀 0.0005 mg/L、ポリ塩化ビフェニル(PCB) 0.0005 mg/L、有機りん 0.1 mg/L を定量下限値とすることとなっており、当該定量下限値を下回る場合を「検出されないこと」と判定する。<sup>1)</sup></li> </ul>			
関連法規等、出典	1) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 Appendix15		
キーワード	土壌汚染状況調査、ボーリング調査、地下水調査、定量下限値、報告下限値		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 少	重大性	<input checked="" type="checkbox"/> 致命的 <input type="checkbox"/> 重大 <input type="checkbox"/> 軽微

タイトル	報告下限値の設定違いによる基準不適合判定ミス！
説明図	<p style="text-align: center; color: red;">「分析結果の評価に注意しよう！！」</p> 
作業内容	分析結果の評価、公定分析
指示事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め分析機関に定量下限値と報告下限値を確認しておき、結果の評価方法を検討しておくこと。</li> <li>・ 報告下限値が不明確な場合は、事前に計画者、監督者に確認すること。</li> </ul> <p>【その他、留意事項】 土壌溶出量、地下水に係る測定方法（平成 15 年 3 月環境省告示第 17、第 18 号）において、基準が「検出されないこと」となっている 4 物質については、シアン 0.1mg/L、アルキル水銀 0.0005mg/L、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 0.0005mg/L、有機リン 0.1mg/L を定量下限値とすることとなっており、当該定量下限値を下回る場合を「検出されないこと」と判定する。</p>	
どんな不具合が起こりうるか？	
<p>だから私たちはこうします</p>	
本日の重点施策	ヨシ!!
サイン	